

指導者派遣事業要綱

社会福祉法人群馬県社会福祉事業団
研修指導センター

1 事業名称
指導者派遣事業

2 目的

法人内の認知症介護指導者を依頼先に派遣して人材の育成や認知症に関する研修を実施することで、指導者としてのスキルアップを図りながら依頼先のケアの質の向上に寄与し、以って地域に貢献することを目的とする。

3 業務内容・料金・期間等 *金額は税抜表示

	業務内容	基本料金 (1時間)	諸経費			期間等	
			交通費	研修資料	その他		
1	人材育成(対象スタッフの育成)	1,350円	距離×30円	片面1枚10円 カラー50円 (印刷)	研修等で使用する物品代(実費相当額)	6ヶ月コース	12ヶ月コース
						日数・時間は応相談	
2	認知症ケアの研修(講義・演習)	2,000円	同上	同上	同上	1回2時間～定期	
3	認知症ケアの研修(事例検討)	2,500円	同上	同上	同上	(例:年2回等)	
4	その他(認知症に関わる研修等)	応相談					

- * 契約期間は最長1年間とし(4月1日～翌年3月31日)、基本平日8:30～17:30の時間帯とする。
- * 支払額(基本料金+諸経費)に10%の消費税が加算される。
- * 交通費は事業団旅費規程に基づき請求する。
- * 研修資料は、依頼先が印刷・配布を行う。印刷・持参の場合は片面1枚10円(カラーは50円)とする。
- * 人材育成については、育成計画書・中間報告書・業務終了報告書を依頼先に提出する。
- * 研修業務については、振り返りを実施して結果を依頼先に提出する。
- * 実施は原則平日の9:30～17:00までとし、時間外は基本料金に1時間2,500円を加算する。

4 事業対象
県内の認知症ケアに関わる施設・事業所

5 申し込み～契約までの流れ
研修指導センターのホームページから申込書をダウンロードしてメール送信⇒電話で内容・日程調整⇒センターより契約書2通(もしくは派遣決定書)を送付⇒契約書は記名・押印後、契約書1通をセンターへ返送(派遣決定書は受理のみ)。

6 派遣指導者
認知症介護指導者の資格を有した者が業務にあたる。
法人内には、研修指導センターに3名、その他の施設に4名の指導者が在籍している(令和4年7月1日現在)。

令和5年2月28日 一部改訂
この要綱は令和5年3月1日から施行する。